伊藤　博信

（准陸尉）

水上　吉秀

従七位に叙する（各通）（以上五月八日）

近藤　耕三

従三位に叙する

松生　治

正四位に叙する

二井谷　忠

従六位に叙する

正七位に叙する（以上五月九日）

田中　正尚

正六位に叙する

（検察事務官）

兒玉　節雄

正七位に叙する（以上五月十日）

山下　寿夫

従六位に叙する（五月十一日）

山崎　武

従五位に叙する（五月十二日）

徳岡　壽夫

○叙勲

内山　富夫　菊池　正

三間　敏男　山口　輝夫

旭日単光章を授ける（各通）（五月六日）

高田　清美　山口　順明

旭日双光章を授ける（各通）

堤　惟義

旭日単光章を授ける（以上五月七日）

大場　金苗　小笠原嘉一

佐藤　明等　山本

旭日単光章を授ける（各通）（五月八日）

岸　美雪　喜連川昌吾

平良　惠仁　筒井　健次

村上　保

瑞宝双光章を授ける（各通）

綾　則之　石川　正治

古関　愛章　鈴木　政司

吉井　秀義　廣岡榮一郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月六日）

安藤　重雄　宇野　茂喜

片岡伊左男　茅原　愿

米村　直俊　鈴木　健次

中山　昭吾　原口　広吉

松永　勝美　横井　洋文

瑞宝双光章を授ける（各通）

甲斐五十八　門脇　洋次　名倉　立一

栗山　宏幸　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月七日）

村岡　茂之　齋藤　忠男　酒井　善助

重信　正己　庄司　金正　長谷川壽郎

森田　時夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

松生　治　甲斐五十八

（准陸尉）

佐藤　和幸　栗山　宏幸

村岡　茂之　野津　克行　水上　吉秀

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月八日）

二井谷　忠

瑞宝双光章を授ける（五月九日）

兒玉　節雄

瑞宝双光章を授ける

（検察事務官）

山下　寿夫

瑞宝単光章を授ける（以上五月十日）

横井　ツル

瑞宝双光章を授ける（五月十一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月八日午前九時五十五分御出門、御由門、フランス国大統領閣下及びトリヒルヴェレール女史を御訪問のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行幸啓、同十時三十九分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、六月九日午後二時五十三分御出門、和波孝禧　楽壇デビュー五十周年記念演奏会「我が心のブラームス」を御鑑賞のため、紀尾井ホール（千代田区）へ行啓、同四時四十八分還啓になった。

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、六月七日午前九時二十五分、皇居において行われたフランス国大統領閣下及びトリヒルヴェレール女史の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、六月七日午前九時四十分、宮中において、フランス国大統領閣下及びトリヒルヴェレール女史と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、六月七日午後七時、フランス国大統領閣下及びトリヒルヴェレール女史のため、宮中晩さんをお催しになった。

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第2号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第1項の規定に基づき、平成25年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

平成25年6月12日　法務大臣　谷垣　禎一

1　申請資格　土地家屋調査士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間　平成25年7月12日（金曜日）から平成25年7月25日（木曜日）まで

3　認定申請書の提出等　認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を2の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、平成25年7月31日（水曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

4　認定手数料　2,400円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

5　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成25年10月1日（火曜日）の午後4時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本運輸産業労働組合連合会から、一時金等の要求に関して、平成25年6月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全都道府県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成25年6月12日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道

日本フレートライナー株式会社、東京エフ・エル・サービス株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社及びヤマトホームコンビニエンス株式会社

青森県

新潟運輸株式会社、八戸通運株式会社、八戸通運倉庫株式会社、弘前運送株式会社、東北名鉄運輸株式会社、株式会社丸運液体輸送東北、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社及び日本貨物急送株式会社

岩手県

王子運送株式会社、新潟運輸株式会社、岩泉自動車運輸株式会社、東北名鉄運輸株式会社、三八五通運株式会社、株式会社丸運、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社及び日本貨物急送株式会社

宮城県

名鉄運輸株式会社、王子運送株式会社、新潟運輸株式会社、丸全昭和運輸株式会社、八戸通運株式会社、太平洋陸送株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、株式会社丸運、株式会社丸運液体輸送東北、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、株式会社日新、日本貨物急送株式会社及びレンゴーロジスティクス株式会社

秋田県

王子運送株式会社、新潟運輸株式会社、東北名鉄運輸株式会社、秋田運送株式会社、ヨコウン株式会社、能代運輸株式会社、十文字運送株式会社、丸佐運送合資会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社及びヤマトホームコンビニエンス株式会社